令和８年３月19日

保護者各位

長野県長野吉田高等学校
校長　内藤　信一

通信課程併修による単位修得について

日頃より本校の教育に対し、ご理解・ご協力を頂き誠にありがとうございます。

さて、令和６年４月より学校教育法施行規則が改正され、学校生活への適応が困難であるため相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒（「不登校生徒」）に対して遠隔授業や通信制教育により単位の修得を認める事もできるようになりました。ただし、学校の判断により遠隔授業や通信制教育による単位の修得を認めない事も可能です。また、認める場合も遠隔授業で行うか、通信教育で行うかは学校ごとに決める事が出来ます。本校では令和７年度まで、１年間に限り遠隔授業による単位認定を認めてきましたが、令和８年度より方針を変更し、他校通信制課程併修による単位認定を１年間に限り認める事とします。

・「他校通信制課程併修による単位認定」とは、長野吉田高校に籍を置いたまま他校の通信制教育で単位を修得するというものです。併修を行っている期間は本校の授業には出席をしません。規定の単位を修得すれば、長野吉田高校での卒業となります。
・通信教育による単位認定を推奨するものではありません。この制度を利用せずに、本校に登校して単位を修得する事が基本です。
・通信教育を行う場合は長野日大高校通信制での併修を予定しています。今後併修できる高校を拡大する予定です。
・１単位修得するために長野日大高校通信制では15,000円の授業料がかかり、それ以外にも事務処理手数料や教材費が必要となります。年間33単位の修得が必要ですが、通信制課程併修による授業料等については高等学校等就学支援金制度を利用する事はできません。
・年度の途中から通信制課程併修を開始する事が可能ですが、年度の遅い時期になると単位認定が困難になります。クラス担任との連絡を密にし、必要がある場合は早めのご相談をお願いします。
・本校において令和７年度又は６年度に遠隔授業による単位認定制度を利用した生徒は、通信制併修による単位修得制度を利用する事はできません。

希望すれば無条件でこの制度を利用できるという訳ではありません。開始の条件他、不明な点は担当にお問い合わせください。

長野県長野吉田高等学校
担当（教頭）　西村　哲応
電話　026-241-6161
ＦＡＸ　026-241-9737